

# 早稲田大学博士論文概要書

ウズベキスタンにおける商標権に係る

真正商品の並行輸入

—日米欧及びユーラシア経済連合、

並びにロシアの制度との比較を中心に—

早稲田大学大学院法学研究科

クチコロフ・ミルシヨド

## 博士論文概要書

### 1. 問題意識

並行輸入や国際消尽を巡る事件は以前から存在はしていたものの、20世紀後半から始まった国際的な貿易の更なる拡大、それに伴って企業提携のさまざまな新しい類型が誕生したことによって、特に1960年代から急速に増加した。

そして、消費者ニーズの多様化といった原因も加わって、国境を超えて自社製品を流通させて販売する企業の数が増加していった。そのような企業の多くは、世界各国の経済的状況が異なること、各国の国民の所得水準及び為替レートにおける差異が存在すること、又は輸送コスト及び生産コストといった地理的な要素をも考慮し、国又は地域別に異なる価格設定を行うといった戦略を取る傾向がある。そこで、こうした国ごとの価格差を利用した業者が、低価格の国で購入した商品を高価格の国へ輸入販売するようになった。

並行輸入によって不利益を被る企業にとって、それを阻止するための手段として知的財産権がある。しかし、知的財産権を利用して並行輸入を阻止できるかどうかは、当該輸入国において権利の消尽がどの範囲で認められているかという点に左右される場合が多い。

消尽論（exhaustion）とは、知的財産権の権利者（特許権者、著作権者及び商標権者等）が、自己の製造・創作した物（特許製品、著作物及び商標商品等）をいったん流通に置くと、その後の再譲渡等については権利行使できないという考え方である。

消尽論については、国によって法律に明文規定を定めたり、明文規定がなくても当然の法理として認められたり、或いは判例によって認められている等、広く受容されている。しかし、特許製品や商標商品等が国境を越えて流通に置かれた場合についても消尽の効力を認めるかという問題がある。いわゆる国際消尽を認めるかどうかの問題であり、本稿の主題である、並行輸入の事例においてこのことが議論の対象となる。

消尽には、当該国の地理的状況に関連して、国内消尽、域内消尽及び国際消尽という三つの種類がある。並行輸入の場合、例えば、国内消尽しか認められない国においては、それが権利侵害となるし、逆に、国際消尽を認めている国においては並行輸入を知的財産権によって阻止することは基本的にできないということになる。欧州連合（EU）のような統一経済圏においては、域内消尽が採用されるケースもある。

ウズベキスタンにおいては、近年、為替規制の緩和といった経済分野における改革の影響もあって、対外貿易額が急速に増加しており、特に輸入量の増加が目立つ。そして、輸入品の中で、並行輸入される商品の数も段々増加し始めたことやユーラシア経済連合内における並行輸入に関する活発な議論等の影響を受け、2017年に商標法および民法典の商標権に係る規定が改正され、「商標に係る排他権の消尽」に関する条文が新規に追加された。新しい規定の内容は、上記で議論してきた消尽論の考え方を反映したとものであり、特別に異なるところはない。しかし、2016年に、当該改正案が公表されたときに、記述されていた「ウズベキスタン共和国の領土内において」の部分が、最終的に公表された改正条文からは抜けている。その意図としては、消尽論の地理的範囲を法律の条文によって明記しないで、解釈の余地を残したと考えられる。

その後2018年に、実際に、商標権に係る真正商品の並行輸入事件が起きた。第一審、第二審ともに、商標権侵害を肯定した判決を下し、上告審の最高裁判所は、法律においては国内消尽論に限定する規定は定められていないとした上で、「本件商品は真正商品であり、外国で適法に流通に置かれたものであり、商標権は既に消尽している。」とした上で、商標権侵害を否定した。

しかし、学者や実務家の間で、並行輸入を禁止するよう呼びかける意見も少なくない。さらに、ウズベキスタンは2020年にユーラシア経済連合のオブザーバー国なり、将来的に正式な加盟国となる見込みである。そして、WTOへの加盟手続きも最終段階に入っている。

さらに、二重内陸国という地理的な特徴からも、特に近年、地域経済統合に対して積極的であり、並行輸入の可否を巡る議論はまだ続くと思われる。

## 2. 研究の目的及び方法

本研究においては、商標権に係る真正商品の並行輸入について、関連する国際的枠組みを概観した上で、日本及びアメリカの並行輸入に関する制度及び裁判例を、各時代における変更の背景も含め、時系列的に分析しつつ、学説の状況を考察しながら、これから並行輸入の問題に直面していくウズベキスタンのような国にとって、もっとも最適と考えられるような並行輸入制度の在り方を探ることを目的とする。そして、ユーラシア経済連合内においても並行輸入の議論がまだ定着していない点及びウズベキスタンが参加するその他の地域経済統合に係る取り組みの中でも同様な課題が浮上する可能性が高い点、又は、世界的にも並行輸入に関する法律の調和を訴える声が高まってきている点等から、同制度について、地域経済共同体として蓄積された豊富な事例を有する欧州連合（EU）の制度を考察しつつ、一つの地域経済共同体にとって最適と思われるような制度の在り方を考察することを第二の目的としたい。

## 3. 論文の構成

論文の構成は次の通りである。

**第1章**では、並行輸入の定義及び類型について概観し、実際にこれがどのぐらいの規模で行われているのか、データを使用しながらその概要を整理・分析する。

並行輸入の典型的な事例は、国内に商標権等を有する販売代理店等が存在し、国外にいる権利者によって流通に置かれた商品が並行輸入業者によって購入され、正規ルートと異なる並行的なルートで当該商品が輸入販売されるケースである。しかし、それ以外にも、並行輸入のパターンは多岐に渡っており、非常に複雑な事実関係を持つ場合もある。

そして、並行輸入業界は拡大してきていると言われており、商品の種類によっては、取引額のかなりの部分を並行輸入品が占めるようなケースもある。

**第2章では、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する国際的な枠組みとして、パリ条約及び TRIPS 協定を概観する。**

パリ条約においては特許（商標）独立の原則が定められており、属地主義の原則と合わせて、並行輸入を否定し、権利侵害を肯定する根拠として援用される場合がある。

そして、国際的な枠組みの中で、並行輸入に直接関連する唯一の規定は TRIPS 協定の 6 条であり、そこでは「第 6 条 消尽 この協定に係る紛争解決においては、第 3 条及び第 4 条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。」と定められている。

本条については、よく「合意しないことに合意した。」と説明されるように、TRIPS 協定の内容を議論する段階で、特に消尽の問題に関して対立が激しくなり、結局、消尽に関するルールは各加盟国の判断に委ねるということにされたのである。なお、本条で言う、第 3 条とは「最恵国待遇」、第 4 条とは「内国民待遇」のそれぞれについて規定する条文である。つまり、加盟国が消尽について如何なる制度を作るにしても、上記二原則に反するものであってはならないということである。

**第3章では、日本における並行輸入に関する概況を整理し、商標権に係る真正商品の並行輸入が初めて問題となった事件から順に、裁判例の内容を時系列的に分析・検討する。そして、並行輸入にかかる税関実務及び公正取引委員会の運用を概観しつつ、学説の状況についても考察する。**

日本において、商標権に係る真正商品の並行輸入は、一定の要件を満たせば商標権侵害にならないとされている。それを初めて示したのは、1970年のパーカー事件判決（大阪地判昭和45年2月27日無体裁集2巻1号71頁）である。本件においては、その判断の理論的根拠として、初めて「商標機能論」が展開された。商標機能論は、商標法が直接保護対象としているのは商標の出所表示機能および品質保証機能であり、それが侵害されない限り、実質的違法性が認められないという考え方である。

この判決を機縁として大蔵省関税局は取扱いを変更し（蔵関第1443号、昭和47年8月25日）、公正取引委員会も「輸入総代理店契約等における不公正な取引方法に関する認定基準」で、「商品の並行輸入を不当に阻害すること」を不公正な取引方法に該当すると明示するに至った。

その後、一連の裁判例においてパーカー事件判決によって示された商標機能論が採用されるようになる。そして、2003年に初めて最高裁レベルで「フレッドペリー事件」判決が出され、並行輸入行為が商標権侵害として認められないための次の3要件が具体的に示された。

- ① 真正商品であること
- ② 内外権利者間の同一性
- ③ 内外商品の品質の同一性

学説の多くは、商標商品の並行輸入事件における商標機能論の採用自体については支持している。しかし、商標機能論によって具体化された上記の3要件の内容については、学説において対立する意見もある。

**第4章では、アメリカにおける商標権に係る真正商品の並行輸入に関する裁判例を、当初の事例から順に時系列的に分析・整理しつつ、各時代に有力となっていた商標保護理論の内**

容について考察する。それとともに、変化してきた税関実務及び商標法の内容についても考察し、検討を行う。

米国においては、並行輸入に関連する事例全てを網羅して「グレーマーケット」(Gray market) という表現が使われる場合がある。これは、真正商品の並行輸入の問題として扱われる事件は必ずしも「並行的な」行為に限らないという理由による。しかし、「グレーマーケット」という表現はあまり相応しくないと異議を唱える学者もいる。

アメリカにおいては、関税法 526 条によって、アメリカ国民或いはアメリカで設立された法人等によって保有される商標が付された商品等の輸入は、権利者の書面での同意がない限り違法とされていたが、1972 年に改正された税関局規則 133.21(c)によって、関税法 526 条に対する例外規定が置かれた。

すなわち、133.21(c)の 1 号から 3 号まで挙げられた場面においては並行輸入が許容されるようになった。

- (1)、外国登録商標および内国登録商標のいずれも同じ人により保有されている場合。  
(「共通の支配の例外」1 (“Common Control Exception”))
- (2)、外国と内国の商標権者が親子会社関係または何らかの共通支配関係にある場合。  
(「共通の支配の例外」2 (“Common Control Exception”))
- (3)、米国の商標権者の承諾のもとで登録商標を付された外国商品の輸入の場合(「ライセンスの例外」 (“Authorized Use Exception”))

その後、1988 年の K mart 事件において、最高裁判所は、関税局規則 133.21(c)の 1 号と 2 号の例外規定 (“Common Control Exception”) は関税法 526 条の正当な解釈であると認定し(つまり、内外の権利者が同一人、或いは何らかの経済的・支配的關係がある場合、並行輸入は認められる。)、3 号の「ライセンスの例外」 (“Authorized Use Exception”) についてはその正当性をみとめなかった。

さらに、その直後の 1989 年、Lever Brothers 事件において、第 2 巡回区控訴裁判所は、並行輸入品が国内商標権者の商品と「物理的および実質的に異なる」場合は、関税局規則 133.21(c)(1)及び(2)の「共通の支配」の例外規定は適用されず、ランナム法 42 条によって並行輸入は規制されるべきとした。これがその後いわゆる「Lever Rule」と呼ばれるようになった考え方である。以来、このルールが適用されるようになる。

税関局の実務を Lever Brothers 事件判決に適合させるために 1999 年に税関局規則が改正された。当該規則によれば、新しい Lever-rule による保護を受けるためには、商標権者は税関に、並行輸入品との間に物理的および実質的な差異があることを届け出なければならない。

1999 年改正の重要な点は、アメリカ並行輸入制度の特徴とも言える「ラベリング制度」(Labeling) の導入である。これにより、たとえ「物理的および実質的な差異」が認められても、適切なラベルが商品に添付されていれば輸入が許可されることになった。

**第 5 章では**、欧州連合（以下、EU という。）における商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度が、物品の自由移動の原則との関連で、EU 基本法（条約）及び EU 二次法（商標規則、商標指令）において、どのように形成され、変遷してきたのかを概観する。そして、欧州司法裁判所（以下、CJEU という。）によって下された商標権に係る真正商品の並行輸入に関する判決の内容を、各事件の背景及び事実関係も含めて考察する。

EU は、日本やアメリカなど他の先進国と異なる特殊な構造を持つため、消尽や並行輸入の議論も、当初から物品の自由な移動を確保し、統合した域内市場を作るという観点から発展してきた。それ故、当初から CJEU 判決によって商標権者による並行輸入行為の禁止は認められず、域内消尽論等の原則が展開され、それが商標指令および商標規則の規定にも具体的に反映されるに至った。



しかし、商標指令の作成段階などを見ると、国際消尽の導入を主張する意見も少なくない。そして、CJEUも Silhouette 事件判決において、加盟国は EEA 協定のような国際協定を結ぶことによって、7条に定められた消尽の規定の効力を非加盟国の流通に置かれた商品まで及ぼすことができると述べた。しかし、そのような協定は、WTO 条約 4 条に定められている最恵国待遇の原則に反する可能性があるとの指摘もある。

**第 6 章では、**ウズベキスタンにおける並行輸入を巡る概況について紹介し、旧ソビエト連邦が解体されて以降のウズベキスタン知的財産法制度の形成過程を概観しつつ、知的財産権の保護及び直近の民法典改正の内容について考察する。そして、商標権の消尽規定の内容について考察しながら、関連する裁判例の整理・分析を行う。

ウズベキスタンにおいては、2016 年以降、為替規制の緩和等の影響も受け、対外貿易額における輸入額の増加が目立つ。こうした輸入品には、いわゆるブランド品や生活品等も多く含まれており、並行輸入を巡る訴訟事例もこの頃から出現し始めた。そして、訴訟事例が増加した背景には、ビジネス環境の整備等に伴って、知的財産権に対する意識が徐々に変わってきていることもあると考えられる。

2016 年に、関税法典が改正され、知的財産権登録簿の制度が導入されたが、並行輸入に関する実定法上の根拠規定はなく、並行輸入品を模倣品と同一扱いしてよいのかどうか、税関の実務家にとっても悩ましい問題の一つであった。

2017 年に、商標法等の関連法律が改正され、商標権の消尽に関する規定が定められたが、新しい規定においても商標権の消尽の地理的範囲は明記されておらず、並行輸入をめぐる法状況は不明確なままであった。

そこで最高裁判所は、Bella Group 社等を被告とする一連の事件において、商標権の消尽について規定する民法典 1107(1)条及び商標法 26 条 4 項を引用しながら、「法律において

は、商品はウズベキスタン共和国領土において適法に流通に置かれたものでなければならぬとする指定はなく、従って、ウズベキスタンの民法典及び法律によって排他権の国内消尽原則は定められていない。」として、法文上は消尽が国内消尽に限定して規定されているのではない旨を述べた上で、商標商品の並行輸入が商標権を侵害することを否定し、並行輸入を肯定する判決を下した。

**第7章では、ユーラシア経済連合における関連する制度を概観しつつ、同経済連合の主要加盟国であるロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度及び裁判例について考察する。**

ユーラシア経済連合は経済同盟としてまだ完全に成立しておらず、EUをモデルに、法制度の調和等の取組みが行われている。CJEUのようなユーラシア連合裁判所はあるが、CJEUの予備的判決のような制度は現在存在しておらず、特定の事項について解釈が求められた際に出される、勧告的な性質を有するアドバイザリー・オピニオン（Консультативное заключение）という制度がある。知的財産権に関する法律についても、調和に向けた取組みが進められている段階である。

一方で、同連合の主要加盟国であるロシアにおいては、民法典1487条「商標に係る排他権の消尽」で「商標権者により直接またはその同意を得て、ロシア領域内において流通に置かれた商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされないものとする。」と定められており、以前から並行輸入は認められていなかったが、近年、商事裁判所や憲法裁判所の各判決によって、部分的に、条件付で認められるようになってきた。そして2022年3月から、政令によって一部の商品にのみ並行輸入が完全に許容された。

第8章では、それまで、考察してきた各国あるいは各地域の発展経緯と現状といったそれらの内容を踏まえながら、ウズベキスタンの現状に鑑み、現在あるいは将来的に、最も導入するに相応しいと考えられる並行輸入制度のあり方について検討する。

並行輸入の可否については、ウズベキスタンにおいても並行輸入は許容されるべきであるとする。その主な理由は、市場の構築にある。並行輸入によって価格競争が促され、健全な市場の構築に貢献すると考えられるからである。

既に述べた通り、並行輸入を許容することの可否については、国際条約等に義務規定はなく、各国が独自の規定を作り運用されている。実際、ウズベキスタンが現在締結しているFTA等においても、並行輸入を禁止するような条項は存在しない。

この点からすると、国際消尽の原則のような並行輸入の可否に関する明文規定を法律で定める必要はなく、法解釈によって対応すればいいことになる。しかし、そこには問題点が残る。すなわち、裁判実務が統一されていない状態で不透明性が残ると、予見可能性が低下し、その結果として直接投資の減少等にも繋がることになる。そのようななか、並行輸入を許容する場合の判断基準となるような適切な理論構成が求められると考える。

これまでにウズベキスタンにおいて訴訟になった並行輸入関連の事例を、商標権を有する主体によって整理すると、次の3つに分けることができる。

- ①国外企業が国内外の商標権を有する場合
- ②国外商標権は国外企業が有しており、国内の権利はグループ企業が有する場合
- ③国内の販売代理店が商標権を有する場合

上記の①及び②類型では、最高裁判所は商標権侵害を否定し、並行輸入を肯定する判決を下している。しかし、③の類型では商標権侵害が肯定され、並行輸入品の廃棄請求についてのみ原告の請求が棄却されている。判決の内容としては、内外商品の品質について、商品又

はその包装に変更が加えられていないかどうかは考慮されているものの、実質的な品質の差異までは判断の対象にされていないと考えられる。

消尽についていえば、最高裁判所は、直接言及はしていないものの、国際消尽論を採用していると言える。そして、各判決には、共通して以下のような並行輸入を許容する要件が示されている。それは、「並行輸入品が真正商品であること」及び「並行輸入品が商標権者又はその同意によって適法に流通に置かれた商品であること」である。また、事件によっては、「並行輸入品又はその包装等に何らかの変更が加えられていないか」も考慮される。

ところが、上記のような要件は、必ずしも並行輸入の事件に特有なものではなく、国内における通常の商標権侵害事件においても考慮されている事項であると言える。つまり、最高裁判所は、並行輸入問題に対して、国際消尽論を採用した上で、国内の侵害事件と同様の取扱いをしているに過ぎない考える。

しかし、並行輸入という海外及び国内が関与し、多くの当事者が存在する事案を、国内の侵害事件と同等に扱うことには違和感が残る。並行輸入をめぐる事件の中には、内外権利者間の権利が複雑な場合、内外商品の品質において差異がある場合、並行輸入品がライセンス契約に違反して流通に置かれた場合等の、より複雑な事案が少なくないことから、国内の侵害事件とは異なる角度からの法解釈が求められることは必須である。具体的な事実関係が異なるようなケースでも適用できるような適切な理論構成が必要であると考えられる。

これまで提示してきた比較対象各国の制度を見て、今後ウズベキスタンにおいて並行輸入に関する適切な制度を構築していく上では、日本の制度からもっとも有益な示唆が得られるものと考えられる。その理由は次の通りである。

・裁判事例と税関実務が一致しており、さらに、公正取引委員会によって事前に並行輸入を妨げるような行為が取り締まられている。米国の場合であれば、適切なラベルを貼付する

ことによって税関を通過した商品でも、その後、混同のおそれがあると認められると商標権侵害が肯定される可能性が残る。日本のような制度が望ましい。

・内外商品間の品質の同一性については、実質的な差異まで細かく考慮することは行わず、権利者の品質管理が及んでいるかどうかによって判断されている。米国の場合であれば、品質に僅かな差異が存在する場合でも、商標権侵害が肯定される事例が多々ある。日本のような制度が望ましい。

ウズベキスタンでは、未だ知的財産権に関する専門の裁判所が設立されておらず、並行輸入を許容する方針が取られている。このような中、商品の品質の差異によって混同の恐れの有無を事件ごとに判断することは困難であると考えられる。しかし、品質の同一性を完全に無視するとすれば、権利者の管理が行き届いていない商品まで並行輸入を認めるという状態に陥る。そのため、少なくとも現状では、権利者の品質管理が及んでいたか否かが考慮されるべきであるとする。

ウズベキスタンにおいては、以前より、いわゆる商標ブローカー等による著名商標等の剽窃願も問題視されているという点にも留意することが必要である。上記のような内外権利者間の同一性をそのまま適用すると、そのような商標ブローカー等によって著名商標が付された商品の並行輸入が阻止される。この問題は、民法典において規定されている権利濫用の法理を適用して解決するといった方法しかないとする。この点についても、日本における類似の裁判例が参考となる。

ウズベキスタンは現在、ユーラシア経済連合のオブザーバー国であり、将来的には正式な加盟国となる見込みである。この国の特徴として、二重内陸国であるという点があげられるが、このような不利な地理的条件を乗り越えるためには、地域経済統合への積極的な参加が求められており、ユーラシア経済連合以外にも様々な取組みが検討されている。ウズベキスタン一国における解決方法のみならず、ユーラシア経済連合を含む様々な枠組みを通じ

た並行輸入対策といった点からすると、EUの動きも参考になり、今後も注視すべきと考える。

ユーラシア経済連合にとって設立当初から一つのモデルとして見られてきたEUの制度については、本稿第5章で概観した。EUにおいては、物品の自由移動の原則が設立当初から大きな課題の一つとされており、加盟国間においては並行輸入が許容されてきた。

しかし、いわゆる域内消尽の原則が展開され、域外からの並行輸入は認められていない。域内消尽が採用された背景には、主要貿易相手国において並行輸入が制限されていることが一つの要因として挙げられている。並行輸入に関する各加盟国の法制度及び裁判実務が調和されていく過程で、欧州司法裁判所（CJEU）が大きな役割を果たしたと言える。ユーラシア経済連合裁判所についても、予備的判決制度の再導入と活用が求められる。

## おわりに

本稿では、並行輸入が行われるようになった背景及び知的財産権との関係について取り上げつつ、ウズベキスタンにおける近年の並行輸入を巡る状況について問題提起をし、関連する国際的枠組みの内容を概観した。そのうえで、比較対象国として選んだ日本及びアメリカ、並びに欧州連合における商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度及び裁判事例を考察した。そして、ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入に関連する法制度及び裁判事例について紹介しつつ、ウズベキスタンが加盟を表明しているユーラシア経済連合における状況についても、その主要加盟国であるロシアの制度を中心に概観した。最終章では、各国の制度から示唆を得ながら、ウズベキスタンの並行輸入制度のあるべき姿について検討を行った。

ある一定の結論は導けたものの、以下の問題については今後の課題として検討を続けていきたいと考える。

知的財産をめぐる国際的及び国内的問題の歴史はながく、また、並行輸入は、昨日今日に始まったことではない。そして、知的財産権の保護範囲及び商標法の具体的な保護法益に関する考え方は、時代ごとに変化してきたことが分かる。並行輸入をより理解するためには、商標法の保護法益の捉え方についてさらなる検討を行うことが必要であると考え。

本稿では知的財産権の中でも商標権に係る真正商品の並行輸入の問題を中心に考察・検討を行ってきたが、特許製品や著作物等にかかわる並行輸入問題も同時に存在する。今後特許権及び著作権に係る並行輸入の問題にもその領域を拡大して検討していきたいと考える。